



10月1日から旭川中央署でも運転免許の 自主返納が可能になりました

●運転免許の自主返納(申請による運転免許の取消し)

○手続をすることができる方

本人又は代理人(3親等以内の親族、成年後見人、介護施設の管理者等であり、委任者が病気又は負傷により介助なしでは行動できない場合) 代理人の場合は委任状等が必要です。

○注意事項

運転免許の有効期限内に限る(失効している場合は申請取消しはできません)

○手数料

無料

●運転経歴証明書(警察署で手続きする場合)

○手続をすることができる方

申請による運転免許の取消しに同じ

○交付の条件

- ・申請による取消しをした方に限る
- ・申請による取消しをした日から5年以内に申請しなければならない
- ・申請による取消をした公安委員会に申請しなければならない

○手数料

1,100円

○必要な物

- ・申請用写真1枚(縦3cm×横2.4cm、撮影後6か月以内、無帽、正面、無背景、顔写真)
- ・印鑑
- ・現有運転免許証

※後日申請の場合は住民票などの本人確認書類

○交付までの日数

2~3週間

④ 運転免許試験場で手続きする場合との比較

○申請用写真

警察署... 写真は別途用意して頂く必要があります

試験場... 申請による取り消しと同時に申請する場合は写真は不要、試験場で撮影します。写真撮影代金は手数料に含まれます

○交付までの日数

警察署... 2~3週間

試験場... 即日交付も可能(15時までに受付けして頂く必要があります。)

○一部取消

警察署... 取り扱い不可

試験場... 取り扱い可能(旭川運転免許試験場での対応です。)

○詳細については

旭川中央警察署 0166-25-0110

旭川運転免許試験場 0166-51-2489

までお問い合わせ下さい。

氏名	年 月 日生
住所	
交付	年 月 日
運転経歴証明書 (自動車等の運転はできません)	
番号	第 号
二種	年 月 日 時
三種	年 月 日 時
公安委員会名称・印鑑	